

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第21号

佐賀県農林事務所管理規則の一部を改正する規則

佐賀県農林事務所管理規則（昭和40年佐賀県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後																										
<p>(組織)</p> <p>第3条</p> <p>次の表の左欄に掲げる事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる課及び地域農業改良普及センター（以下「センター」という。）を置く。</p> <table border="1" data-bbox="235 1129 1102 1361"> <thead> <tr> <th>事務所</th> <th>課及びセンター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">佐賀中部農林事務所</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>農政課</td> </tr> <tr> <td>林務課</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事務所	課及びセンター	佐賀中部農林事務所	総務課	農政課	林務課	略	<p>(組織)</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる事務所に、それぞれ同表の右欄に掲げる地域農業振興センター（以下「センター」という。）を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1160 671 2027 997"> <thead> <tr> <th>事務所</th> <th>センター</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>佐賀中部農林事務所</td> <td>佐城農業振興センター</td> </tr> <tr> <td>東部農林事務所</td> <td>三神農業振興センター</td> </tr> <tr> <td>唐津農林事務所</td> <td>東松浦農業振興センター</td> </tr> <tr> <td>伊万里農林事務所</td> <td>西松浦農業振興センター</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">杵藤農林事務所</td> <td>杵島農業振興センター</td> </tr> <tr> <td>藤津農業振興センター</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 次の表の左欄に掲げる事務所及びセンターに、それぞれ同表の右欄に掲げる課を置く。</p> <table border="1" data-bbox="1160 1129 2027 1361"> <thead> <tr> <th>事務所及びセンター</th> <th>課</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">佐賀中部農林事務所</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>林務課</td> </tr> <tr> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	事務所	センター	佐賀中部農林事務所	佐城農業振興センター	東部農林事務所	三神農業振興センター	唐津農林事務所	東松浦農業振興センター	伊万里農林事務所	西松浦農業振興センター	杵藤農林事務所	杵島農業振興センター	藤津農業振興センター	事務所及びセンター	課	佐賀中部農林事務所	総務課	林務課	略
事務所	課及びセンター																										
佐賀中部農林事務所	総務課																										
	農政課																										
	林務課																										
	略																										
事務所	センター																										
佐賀中部農林事務所	佐城農業振興センター																										
東部農林事務所	三神農業振興センター																										
唐津農林事務所	東松浦農業振興センター																										
伊万里農林事務所	西松浦農業振興センター																										
杵藤農林事務所	杵島農業振興センター																										
	藤津農業振興センター																										
事務所及びセンター	課																										
佐賀中部農林事務所	総務課																										
	林務課																										
	略																										

改正前		改正後	
	農地整備第二課 <u>佐城農業改良普及センター</u>		農地整備第二課
		<u>佐城農業振興センター</u>	農業企画課 普及課 北部普及課
東部農林事務所	総務課 農政課 林務課 略 農地整備課 <u>三神農業改良普及センター</u>	東部農林事務所	総務課 林務課 略 農地整備課
		<u>三神農業振興センター</u>	農業企画課 普及課
唐津農林事務所	総務課 農政課 林務課 略 上場地域整備課 <u>東松浦農業改良普及センター</u>	唐津農林事務所	総務課 林務課 略 上場地域整備課
		<u>東松浦農業振興センター</u>	農業企画課 普及課 上場普及課
伊万里農林事務所	総務課 農政課 林務課	伊万里農林事務所	総務課 林務課

改正前		改正後	
	農村環境課 <u>西松浦農業改良普及センター</u>		農村環境課
杵藤農林事務所	総務課	杵藤農林事務所	<u>農業企画課</u>
	農政課		普及課
	林務課		総務課
	略		林務課
	農地整備課		略
	<u>杵島農業改良普及センター</u>		農地整備課
	<u>藤津農業改良普及センター</u>		
		<u>杵島農業振興センター</u>	農業企画課 普及課
		<u>藤津農業振興センター</u>	農業企画課 普及課
(分掌事務)		(分掌事務)	
第4条 総務課、農政課、林務課、 <u>農村環境課及びセンター</u> の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 略 農政課 <u>(1) 農業施策推進の連絡調整に関すること。</u> <u>(2) 農業情報に関すること。</u> <u>(3) 農業金融に関すること。</u> <u>(4) 農業振興地域の整備に関すること。</u> <u>(5) 農業団地の育成に関すること。</u>		第4条 事務所の総務課、林務課及び農村環境課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 略	

改正前	改正後
<p>(6) <u>国有農地及び開拓財産の維持及び管理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>主要農作物の振興に関すること。</u></p> <p>(8) <u>削除</u></p> <p>(9) <u>農薬に関すること。</u></p> <p>(10) <u>生産調整に関すること。</u></p> <p>(11) <u>農業生産組織に関すること。</u></p> <p>(12) <u>農林公害及び災害調査の総括に関すること。</u></p> <p>(13) <u>削除</u></p> <p>(14) <u>果樹、野菜、花き及び特用作物の振興に関すること。</u></p> <p>(15) <u>青果物市場及び花き市場の指導に関すること。</u></p> <p>(16) <u>畜産の振興に関すること。</u></p> <p>(17) <u>農業経営基盤強化促進事業に関すること。</u></p> <p>(18) <u>削除</u></p> <p>(19) <u>経営構造対策事業に関すること。</u></p> <p>(20) <u>農村地域における就業改善に関すること。</u></p> <p>(21) <u>農業協同組合等の指導に関すること。</u></p> <p>(22) <u>上場地域の営農に関すること（唐津農林事務所に限る。）。</u></p> <p>(23) <u>農地等の権利の設定及び移転の許可並びに競売適格証明書の交付に関すること。</u></p> <p>(24) <u>中山間地域における農業振興に関すること。</u></p> <p>(25) <u>国営総合農地開発事業（伊万里地区）の営農に関すること（伊万里農林事務所に限る。）。</u></p> <p>(26) <u>鳥獣の保護及び狩猟並びに有害鳥獣対策に関すること。</u></p> <p>(27) <u>農村ビジネスの推進に関すること。</u></p> <p>(27)の2 <u>環境保全型農業の推進に関すること。</u></p>	

改正前	改正後
<p>(27)の3 青年農業者等の確保及び育成に関すること。</p> <p>(27)の4 農地等の集積及び有効利用に関すること。</p> <p>(28) その他農政に関すること。</p> <p>林務課 略</p> <p>農村環境課 略</p> <p>センター</p> <p>(1) 農業に関する普及指導の企画及び調整に関すること。</p> <p>(2) 地域農業及び農村の振興に係る技術及び知識の普及指導に関すること。</p> <p>(3) 農業経営又は農村生活の改善に係る技術及び知識の普及指導に関すること。</p> <p>(4) 新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。</p> <p>(5) 農業情報の収集、整理及び提供に関すること。</p> <p>(6) その他農業に関する普及指導に関すること。</p> <p>2～5 略</p> <p>第5条 削除</p>	<p>林務課 略</p> <p>農村環境課 略</p> <p>2～5 略</p> <p>第5条 センターの農業企画課及び普及課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、佐城農業振興センターの普及課の分掌事務にあつては次項の北部普及課の分掌事務を除き、東松浦農業振興センターの普及課の分掌事務にあつては第3項の上場普及課の分掌事務を除く。</p> <p>農業企画課</p> <p>(1) 農業施策推進の連絡調整に関すること。</p> <p>(2) 農業情報に関すること。</p> <p>(3) 農業金融に関すること。</p>

改正前	改正後
	<p>(4) <u>農業振興地域の整備に関すること。</u></p> <p>(5) <u>農業団地の育成に関すること。</u></p> <p>(6) <u>国有農地及び開拓財産の維持及び管理に関すること。</u></p> <p>(7) <u>主要農作物の振興に関すること。</u></p> <p>(8) <u>農薬に関すること。</u></p> <p>(9) <u>生産調整に関すること。</u></p> <p>(10) <u>農業生産組織に関すること。</u></p> <p>(11) <u>農林公害及び災害調査の総括に関すること。</u></p> <p>(12) <u>果樹、野菜、花き及び特用作物の振興に関すること。</u></p> <p>(13) <u>青果物市場及び花き市場の指導に関すること。</u></p> <p>(14) <u>畜産の振興に関すること。</u></p> <p>(15) <u>農業経営基盤強化促進事業に関すること。</u></p> <p>(16) <u>経営構造対策事業に関すること。</u></p> <p>(17) <u>農村地域における就業改善に関すること。</u></p> <p>(18) <u>農業協同組合等の指導に関すること。</u></p> <p>(19) <u>上場地域の営農に関すること（唐津農林事務所に限る。）。</u></p> <p>(20) <u>農地等の権利の設定及び移転の許可並びに競売適格証明書の交付に関すること。</u></p> <p>(21) <u>中山間地域における農業振興に関すること。</u></p> <p>(22) <u>国営総合農地開発事業（伊万里地区）の営農に関すること（伊万里農林事務所に限る。）。</u></p> <p>(23) <u>鳥獣の保護及び狩猟並びに有害鳥獣対策に関すること。</u></p> <p>(24) <u>農村ビジネスの推進に関すること。</u></p> <p>(25) <u>環境保全型農業の推進に関すること。</u></p> <p>(26) <u>青年農業者等の確保及び育成に関すること。</u></p>

改正前	改正後
<p>(職制)</p> <p>第6条 事務所に所長及び副所長、<u>課に課長</u>、センターにセンター長及び副センター長を置く。</p> <p>2 <u>課及びセンター</u>に係長を置くことができる。</p> <p>3 前2項に定める者のほか、事務所に課長及び係長を置くことができる。</p>	<p>(27) <u>農地等の集積及び有効利用に関すること。</u></p> <p>(28) <u>その他農政に関すること。</u></p> <p>普及課</p> <p>(1) <u>農業に関する普及指導の企画及び調整に関すること。</u></p> <p>(2) <u>地域農業及び農村の振興に係る技術及び知識の普及指導に関すること。</u></p> <p>(3) <u>農業経営又は農村生活の改善に係る技術及び知識の普及指導に関すること。</u></p> <p>(4) <u>新規就農を促進するための情報の提供、相談その他の活動に関すること。</u></p> <p>(5) <u>農業情報の収集、整理及び提供に関すること。</u></p> <p>(6) <u>その他農業に関する普及指導に関すること。</u></p> <p>2 <u>佐城農業振興センターの北部普及課の分掌事務は、前項の普及課の分掌事務に掲げる事務（佐賀市（富士町及び旧三瀬村の区域に限る。）及び神埼市（脊振町の区域に限る。）における事務に限る。）とする。</u></p> <p>3 <u>東松浦農業振興センターの上場普及課の分掌事務は、第1項の普及課の分掌事務に掲げる事務（唐津市（旧肥前町、旧鎮西町及び旧呼子町の区域に限る。）及び玄海町における事務に限る。）とする。</u></p> <p>(職制)</p> <p>第6条 事務所に所長及び副所長、センターにセンター長及び副センター長、<u>課に課長</u>を置く。</p> <p>2 課に係長を置くことができる。</p> <p>3 前2項に定める者のほか、<u>事務所及びセンター</u>に課長及び係長を置くことができる。</p>

改正前	改正後
<p>(職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 課長は、上司の命を受けてその課の事務を掌理する。</u></p> <p><u>4・5 略</u></p> <p>6 係長は、上司の命を受けて、その課又はセンターの事務の一部を処理する。</p> <p>7 前条第3項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、事務所の企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第9条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(4)の3 略</p> <p><u>(4)の4 鳥獣保護区、休猟区、猟区及び店舗等の場所への立入検査に関すること。</u></p> <p><u>(4)の5 狩猟者、鳥獣販売業者、加工業者等からの報告徴収に関すること。</u></p> <p><u>(5) 農業近代化資金等の利子補給に係る承認及び検査に関すること。</u></p> <p><u>(6) 農業改良資金の貸付資格の認定に関すること。</u></p> <p><u>(7) 市町の定める農業振興地域整備計画の変更の同意に関すること。</u></p> <p><u>(8) 水質汚濁性農薬の使用許可に関すること。</u></p>	<p>(職務)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3・4 略</u></p> <p><u>5 課長は、上司の命を受けてその課の事務を掌理する。</u></p> <p>6 係長は、上司の命を受けて、その課の事務の一部を処理する。</p> <p>7 前条第3項の規定により置かれた職にある者は、上司の命を受けて、事務所又はセンターの企画調整及び経営に関する事務の一部を処理する。</p> <p>(所長の専決事項)</p> <p>第9条 所長は、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1)～(4)の3 略</p> <p><u>(5)から(8)まで 削除</u></p>

改正前	改正後
<p>(8)の2 <u>特別栽培農産物の認証に関すること（県外事業者に係るものを除く。）。</u></p> <p>(9)～(34) 略</p> <p>2 副所長、課長及び課の係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略 (センター長の専決事項等)</p> <p>第9条の2 センター長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1) 前条第1項第1号から<u>第4号の2</u>までに掲げる事項に関すること。</p> <p>(2) 佐賀県庁舎管理規則（平成18年佐賀県規則第55号）に定める庁舎管理者の職務に関すること（<u>佐城農業改良普及センター、三神農業改良普及センター及び杵島農業改良普及センター</u>に限</p>	<p>(9)～(34) 略</p> <p>2 副所長、課長及び係長は、所長が専決することができる事務のうち、所長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3 略 (センター長の専決事項等)</p> <p>第9条の2 センター長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項について専決処理することができる。</p> <p>(1) 前条第1項第1号から<u>第4号の3</u>までに掲げる事項に関すること。</p> <p>(2) <u>鳥獣保護区、休猟区、猟区及び店舗等の場所への立入検査に関すること。</u></p> <p>(3) <u>狩猟者、鳥獣販売業者、加工業者等からの報告徴収に関すること。</u></p> <p>(4) <u>農業近代化資金等の利子補給に係る承認及び検査に関すること。</u></p> <p>(5) <u>農業改良資金の貸付資格の認定に関すること。</u></p> <p>(6) <u>市町の定める農業振興地域整備計画の変更の同意に関すること。</u></p> <p>(7) <u>水質汚濁性農薬の使用許可に関すること。</u></p> <p>(8) <u>特別栽培農産物に関すること。</u></p> <p>(9) 佐賀県庁舎管理規則（平成18年佐賀県規則第55号）に定める庁舎管理者の職務に関すること（<u>佐城農業振興センター、三神農業振興センター及び杵島農業振興センター</u>に限る。）。</p>

改正前	改正後
<p>る。)</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 副センター長及びセンターの係長は、センター長が専決することができる事務のうち、センター長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(非常災害の場合の措置)</p> <p>第10条 所長(佐城農業改良普及センター、三神農業改良普及センター及び杵島農業改良普及センター)にあつては、センター長)は、非常災害に際しては直ちに臨機の処置をとるとともに、その状況を遅滞なく知事に報告しなければならない。</p>	<p>(10)・(11) 略</p> <p>2 副センター長、課長及び係長は、センター長が専決することができる事務のうち、センター長が定めるものを専決することができる。</p> <p>3・4 略</p> <p>(非常災害の場合の措置)</p> <p>第10条 所長(佐城農業振興センター、三神農業振興センター及び杵島農業振興センター)にあつては、センター長)は、非常災害に際しては直ちに臨機の処置をとるとともに、その状況を遅滞なく知事に報告しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和4年4月1日から施行する。
(佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)
- 佐賀県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年佐賀県規則第3号)の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(沿岸漁業改善資金の貸付対象者等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の貸付対象者が法人格のない団体である場合は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その規模、内容等が水産振興センター又は農林事務所<u>地域農業改良普及センター</u>(以下「水産振興センター等」という。)の普及指導の対象として適当と考えられるものであること。</p>	<p>(沿岸漁業改善資金の貸付対象者等)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の貸付対象者が法人格のない団体である場合は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) その規模、内容等が水産振興センター又は農林事務所<u>地域農業振興センター</u>(以下「水産振興センター等」という。)の普及指導の対象として適当と考えられるものであること。</p>

改正前	改正後
(3) 略 3～7 略	(3) 略 3～7 略

(佐賀県上場営農センター管理規則の一部改正)

- 3 佐賀県上場営農センター管理規則（平成2年佐賀県規則第29号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(分掌事務) 第3条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。 研究部 略 普及部 (1) 略 (2) 唐津農林事務所 <u>東松浦農業改良普及センター</u> との連携に関する こと。	(分掌事務) 第3条 各部の分掌事務は、次のとおりとする。 研究部 略 普及部 (1) 略 (2) 唐津農林事務所 <u>東松浦農業振興センター</u> との連携に関する こと。

(佐賀県地域農業改良普及センターの事務の委任に関する規則の一部改正)

- 4 佐賀県地域農業改良普及センターの事務の委任に関する規則（平成26年佐賀県規則第78号）の一部を次のように改正する。
次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<u>佐賀県地域農業改良普及センターの事務の委任に関する規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、 <u>佐賀県地域農業改良普及センター条例</u> （昭和33年佐賀県条例第23号）第2条の規定により、 <u>地域農業改良普及センター</u> の事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。 (委任) 第2条 <u>地域農業改良普及センター</u> の事務（農業改良助長法（昭和	<u>佐賀県地域農業振興センターの事務の委任に関する規則</u> (趣旨) 第1条 この規則は、 <u>佐賀県地域農業振興センター条例</u> （昭和33年佐賀県条例第23号）第2条の規定により、 <u>地域農業振興センター</u> の事務の委任に関し必要な事項を定めるものとする。 (委任) 第2条 <u>地域農業振興センター</u> の事務（農業改良助長法（昭和23年法

改正前	改正後
23年法律第165号) 第12条第2項に規定する事務をいう。) は、農林事務所地域農業改良普及センター長に委任する。	律第165号) 第12条第2項に規定する事務をいう。) は、農林事務所地域農業振興センター長に委任する。